

北斗市ヒグマゾーニング計画（案）

令和8年 月

1 はじめに

(1) この計画の趣旨

「ゾーニング管理」とは、人と野生動物をすみ分ける手法のひとつです。北海道が令和6年12月に改定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」では、ヒグマでのゾーニング管理を推進することが位置づけられました。これを受け、北斗市ではハンターを中心に意見を聞き、ヒグマとのすみ分けに必要な情報を収集しました。この情報をもとに4種類のゾーンを設定し、各関係者が共通の理解を持ってヒグマ対策をおこなうため、この計画を定めました。

(2) 位置づけ

この計画は、ヒグマ対策を効果的に実施していくために、対応の目安などをあらかじめ定めたものです。ヒグマへの対応、特に出没に伴う捕獲の判断などは、事例に応じた情報に基づき、安全性等を検討することが必要になるため、関係者がこの計画を踏まえた共通認識のもと、スムーズな連携・対応を行います。

また、この計画は対応の目安ですので、特に計画期間等は設けませんが、その運用にあたって不都合が生じないように、必要に応じて随時修正を行うこととします。

なお、ヒグマ対策に関して、ゾーニング管理を前提とした国の交付金等を受けることとした場合、各交付金等の事業実施計画作成に当たりこの計画を参照することがあります。

2 各ゾーン表

表1のとおり

<表1：各ゾーンの定義>

ゾーン	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
エリア概要	健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要な 奥山等の地域	コア生息地と防除地域・排除地域間の地域	農業、水産業、観光施設、工場など人間活動が盛んな地域	市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地
利用の状況	ヒグマの存在を前提とした限定的な利用（登山など）	ヒグマとの遭遇を想定した利用	日常的な利用があるが、人の目が届かない時間・場所も多い	日常かつ高密度な利用

3 各ゾーンの対応方針

表2のとおり

<表2：各ゾーンの対応方針>

ゾーン	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
対応方針	ヒグマの生息に配慮	問題を未然に防ぐ	寄せつけない・被害を防除	入らせない・入ったらすぐ対応
取組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> 生息地の保全 問題個体以外の捕獲は行わない ※春期管理捕獲を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 春期管理捕獲や被害防止のための捕獲による個体数の抑制 箱わなの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 誘引物の適切な管理 被害防止のための捕獲 排除地域への侵入抑制 箱わなの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地への侵入防止 緊急時の対応体制の整備
(共通) 出没情報の収集・発信、普及啓発・調査研究の促進				

4 ゾーニングマップ

別紙のとおり

5 ゾーンごとの取組み及び実施体制

ゾーンごとの主な取組は表3のとおり。また、特に取組を重点的に推進する地域は表4のとおり。ゾーニング管理を通じ、これらの取組みを推進するとともに、実施体制の整備と充実を図っていく。

<表3：ゾーンごとの主な取組>

主な取組	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
被害防止のための捕獲	—	—	○	○
ゾーニング管理としての捕獲 (被害防止のための個体数管理捕獲)	—	○	—	—
春期管理捕獲	○	○	○	—
目撃情報の収集及び注意喚起の発信	○	○	○	○
農業被害防止のための電気柵設置	—	—	○	—
作物残渣と廃棄物（生ごみ等）の適正処理	—	—	○	○
ヒグマ出没時における対応訓練	—	—	—	○
調査研究	○	○	○	○

<表4：取組みを重点的に推進するエリア>

No	地域	概要
重点1	茂辺地・当別地区	当地区は山林に囲まれており、コア生息地と排除地域の距離が近い。農地での人参や果樹の食害、市街地や観光地付近での目撃も確認されている。緩衝帯の整備や電気柵の設置により被害防止の強化が必要である。
重点2	文月・向野地区	当地区は山林と農地が隣接し、宅地も広く点在している地域である。飼料作物や果樹の食害があり、宅地付近での目撃があることから、電気柵の設置や箱わなによる捕獲も行っている。銃器による捕獲が困難な地域であるため、緩衝帯の整備等により、より一層の侵入防止対策が必要である。